

平成20年7月入札契約制度改正の概要について (お知らせ)

第1 各契約に共通する事項

指名停止基準の改正

- (1) 指名留保事由のうち、国税等の納税証明書等が提出されないとき、建設工事に係る有資格者名簿に初めて登載されたとき及び主たる営業所の移転により地域性が変わるとき(指名留保期間が1年間となる場合を除く。)に係る指名留保については、指名審査委員会の審査を省略することができることに改める。(7月1日から)
- (2) 工事に係る事後審査型一般競争入札において、入札公告に定めた格付業種又は格付等級及び所属エリアを満たさない者が当該入札に参加する行為を指名停止事由に加える(1月以上3月未満)。(10月1日から)

第2 工事契約関係

1 競争入札参加資格及び審査等に関する規程の改正(7月1日から)

格付等級決定の基準となる工種別の等級毎の総合数値を構成比率に基づき改正する。

なお、平成22年度以降、現在の等級毎の構成比率による格付等級決定方式を全面的に見直す予定。

2 一般競争入札実施要綱の改正(7月1日から)

- (1) 入札書及び入札価格内訳書とともに、配置予定技術者調書の写しの提出を求めらることに改め、これらの書類が指定封筒に同封されていない場合は、入札を無効とする。

また、これらの書類は、書換え、引換え又は撤回することはできないこととする。

- (2) これまでは、有効な入札参加者2人以上を入札の成立要件としていたが、これを1人以上に改める(ただし、指名競争入札については、従来どおりとする。)
- (3) 入札の無効を、開札時における無効と事後審査時における失格に区分し、明確化する。

ア 無効の入札

- (ア) 明らかに競争入札に参加する資格のない者がした入札
- (イ) 入札方法に違反して行われた入札
- (ウ) 入札書に記名押印がない入札
- (エ) 総金額を訂正している入札又は入札金額その他必要事項を確認しがたい入札
- (オ) 同一入札事項について同一人が2通以上の入札書を提出した入札
- (カ) 配達記録郵便以外の方法で入札書等を提出した入札
- (キ) 共同企業体の特例を適用する場合において、入札参加辞退届を入札書到着期限の3日前までに提出しない者がした入札
- (ク) 指定封筒以外の封筒で入札書等を郵送した入札
- (ケ) 入札書等が到着期限までに到着していない入札
- (コ) 指定封筒記載の工事名又は差出人名と同封された入札書に記載された工事名又は入札者名が相違する入札
- (サ) 指定封筒に工事名又は差出人名が記載されていない入札
- (シ) 1通の指定封筒に複数の入札書を封入して郵送した入札
- (ス) 入札価格内訳書及び配置予定技術者調書の写しが入札書とともに指定封筒

に同封されていない入札

- (セ) 明らかに不正によると認められる入札
- (ソ) 税抜き許容価格を超える金額を記載した入札
- (タ) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札

イ 失格

- (ア) 競争入札に参加する資格のない者
- (イ) 市長が指定する期限までに申請書等を提出しない者
- (ウ) 記名押印がない入札価格内訳書を提出した者
- (エ) 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書を提出した者
- (オ) 入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書を提出した者
- (カ) 明らかに不正によると認められる入札を行った者
- (キ) 入札後落札者を決定するまでの間に、本市の指名停止を受けた者
- (ク) その他市長が定める入札条件に違反してなされた入札を行った者

3 高落札率入札調査実施要綱の改正（7月1日から）

- (1) 入札の無効を失格に改め、次のとおりとする。

- ア 入札価格詳細内訳書及び見積書の写しの提出を求められた場合において、指定された提出期限までに提出書類等を提出しない者
- イ 記名押印がない入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者
- ウ 入札書に記載された入札価格と異なる合計金額の入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者
- エ 項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等内容に不備がある入札価格内訳書又は入札価格詳細内訳書を提出した者

- (2) 上記(1)又は上記2(3)イの規定により最低価格入札者が失格となったときは、入札を中止し、再度入札を行うこととする。

4 低入札価格調査実施要綱の改正（7月1日から）

高落札率入札調査実施要綱と同様に、入札の無効を失格に改める。

5 郵便入札試行要綱及び郵便入札心得の改正（7月1日から）

入札の無効のうち、「入札価格内訳書の各項目の全部又は一部に金額の記載がない場合等入札価格内訳書の内容に不備がある入札」を「入札価格内訳書の主要項目の全部又は一部に金額の記載がない入札」に改める。

第3 物品契約関係

一般競争入札実施要綱及び郵便入札心得の改正（7月1日から）

工事の一般競争入札の場合と同様に、入札の無効を、開札時における無効と事後審査時における失格に区分し、明確化する。

第4 委託契約（建設コンサルタント業務等）関係

1 一般競争入札実施要綱及び郵便入札心得の改正（7月1日から）

工事の一般競争入札の場合と同様に、入札の無効を、開札時における無効と事後審査時における失格に区分し、明確化する。

2 低入札価格調査実施要綱の改正（7月1日から）

- (1) 工事と同様に入札の無効を失格に改める。

- (2) 対象コンサルタント業務の許容価格が500万円未満の場合において、調査の結果、当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがないと判断したときは、調査班の班長は、委員会への報告を省略して最低価格入札者を落札者と決定することができることに改める。